

【重要事項説明書】

◎施設サービスについて（2025年4月1日更新）

ビーブル春秋苑

1. 介護保険証の確認

説明を行うに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護老人保健施設サービスについて

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば、家庭にお帰り頂ける状態にならるかという、施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・主介護者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については、ご説明の後に同意をいただくようになります。

◇当施設の運営方針

- 1 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 7 当施設では、ハラスマント（セクハラ・パワハラ・マタハラ・パタハラ・ケアハラ）を防止するために職員が遵守すべき事項や防止するための措置等を定め、働きやすい職場環境を実現するよう努める。
- 8 当施設では、業務継続計画の策定を行う。感染症に係る業務継続計画に関しては、平時からの備え、初動対応、感染拡大防止の体制の確立を行う。災害に係る業務継続計画に関しては、平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携を行う。
- 9 当施設では高齢者虐待防止について、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応に努める。

◇施設の所在地等について

当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 医療法人紅萌会 介護老人保健施設 ビーブル春秋苑
- (2) 開設年月日 平成4年9月30日
- (3) 所在地 広島県福山市王子町一丁目4番5号
- (4) 電話番号 084-928-5800 FAX番号 084-928-7550
- (5) 管理者名 (施設長) 桑原 倖利
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(3451580033号)

◇従業者の勤務体制

(1) 管理者	1人以上
(2) 医師	1人以上
(3) 薬剤師	0.24人以上
(4) 看護職員	7人以上
(5) 介護職員	18人以上
(6) 支援相談員	1人以上
(7) 療法士	3人以上
(8) 栄養士	1人以上
(9) 介護支援専門員	1人以上
(10) 事務員、清掃員	4人以上

◇医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇介護：施設サービス計画に基づいて実施します。

◇リハビリテーション：原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が日常生活動作の機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：心身の状態の維持、改善の基礎となる栄養ケアサービスを提供します。

◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

○療養室：2人室、4人室 *2人室の利用には、別途料金(利用料金案内参照)を頂きます。

○食事：施設利用中の食事は、特段の事情がある限り施設の提供する食事を摂取して頂きます。管理栄養士が利用者の心身の状態に応じた食事内容を管理し提供いたします。 *移動できる方の食事は原則として食堂でおとり頂きます。

○入浴：週に最低2回、介助浴、または特別入浴介助にて実施致します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

○理美容：ご希望の方は、施設内にて2ヶ月に1回、散髪サービスをご利用になれます。
*散髪サービスは、実費として別途料金(利用料金案内参照)を頂きます。

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいているので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。当施設の協力医療機関につきましては、福山記念病院・土屋歯科医院としています。

◇他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

◇苦情相談体制について

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。(電話 084-928-5800・FAX 084-928-7550)
支援相談員は、利用者及びその家族からの苦情及び相談があった場合は、速やかに各部門との連携をとり、苦情相談審議会にかけ、その対応にあたります。1階の玄関・ティケア玄関・エレベータ前の3カ所に「ご意見箱」を準備しておりますので、ご要望等ございましたら遠慮なくご投函下さい。

◇事故発生時の対応について

事故が発生した場合は、速やかに入所者のご家族等に連絡をするとともに、医師の医学的判断により対診が必要と認められる場合、協力医療機関等の診療を依頼致します。また市町村に事故の概要を連絡し、事故の原因を早急に解明し、再発防止を防ぐように努力致します。また、事故発生防止のための安全対策の担当者としてリスクマネージャーを置きます。

◇面会時間について 面会時間：午前8時30分～午後5時30分

- ・入所の方は、御家族の面会を一番喜ばれます、出来る限りご来苑下さい。
- ・ご面会時は、1階受付に設置しております面会者名簿にお名前をご記入下さい。(個人情報の関係から差し支えない範囲で結構です)

- ・入所中の安全の為、玄関の自動ドアは中からは開かない仕組みになっています。出られる際はボタンを押して開けて下さい。

※インフルエンザ・ノロウイルス感染症・新型コロナウイルス感染症等により、面会を制限させて頂く場合もございます。

◇外出・外泊について　月に6日以内は可能です。

当施設では、入所者の方との交流をもって頂く為に外泊・外出を勧めております。ご希望の方は2階詰所で届出用紙にご記入の上、職員にお渡し下さい。

※インフルエンザ・ノロウイルス感染症・新型コロナウイルス感染症等により、面会を制限させて頂く場合もございます。

◇洗濯について

原則として、ご家族の方でお願いします。無理な場合等は業者の紹介をさせていただきます。

◇お支払いについて

利用料金のお支払いは、月1回になります。

毎月、月末に締め切り翌月5日に請求させていただきますので15日迄に受付でお支払い下さい。

※尚、日曜・祝日の窓口支払い、また銀行振込も可能です。

◇その他

- ・金銭・貴重品は原則として持ち込まないで下さい。
- ・テレビ等の電気用品をお使いになる場合は2階詰所に申し出て下さい。（別途料金が必要です）
- ・居室でのテレビ、ラジオはイヤホンをご使用下さい。
- ・入所者の方の心身の健康状態等により、お部屋の変更をお願いすることがありますので、あらかじめご了承下さい。
- ・電話の取り次ぎは、夜9時以降はご遠慮下さい。
- ・居室内の壁にポスター、カレンダーなど紙類をお貼りにならないようお願いします。
- ・消灯時間は午後9時です。消灯時間以降は、他の入所者の方に迷惑をかけないようにお過ごし下さい。
- ・火災防止の為、施設内での喫煙はご遠慮ください。
- ・非常の場合は慌てずに、職員の誘導に従って行動して下さい。
- ・当苑では、退所後等について、御家族の方と面談を行っております。ご多忙とは存じますが宜しくお願い致します。
- ・職員への謝礼は、かたくお断りしております。
- ・その他、入所生活・介護保険等、ご不明な点がありましたら遠慮なくご相談下さい。

3. 利用料金について

(1) 基本料金

- ・別紙「介護老人保健施設ビーブル春秋苑利用料金表」をご参照ください。

(2) 支払い方法

- ・毎月5日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までにお支払い下さい。
お支払い頂きますと領収書を発行いたします。

4. 第三者評価の実施について

- ・当施設では実施致しておりません。